

盛岡保健所長告示第 12 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により、指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 4 月 3 日

盛岡保健所長 鈴木俊彦

1 介護予防訪問看護

介護保険事業 所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称又は開設者の氏 名	指定年月日
0360190136	指定訪問看護ステーション盛 岡つなぎ温泉病院メディケア プラザ	盛岡市繫字尾入野 64 番 地 9	社団医療法人盛岡繫温泉病院	平成 19 年 4 月 1 日

2 介護予防通所リハビリテーション

介護保険事業 所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称又は開設者の氏 名	指定年月日
0370102873	指定通所リハビリテーション 盛岡つなぎ温泉病院メディケ アプラザ	盛岡市繫字尾入野 64 番 地 9	社団医療法人盛岡繫温泉病院	平成 19 年 4 月 1 日